

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令 参照条文

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十一条の規定による改正後の自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）・・・1
- 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）・・・2
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第三十五条の規定による改正後の警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（抄）・・・3
- 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（抄）・・・4
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十九条の規定による改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）・・・6
- 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）・・・6
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）（抄）・・・7
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）・・・7
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）・・・8
- 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）・・・9
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）・・・10
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）・・・11

○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十一条の規定による改正後の自動車運代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）

（認定）

第四条 自動車運代行業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

（認定手続）

第五条 （略）

2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。

3・4 （略）

（標識の掲示等）

第六条 自動車運代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 （略）

（変更の届出等）

第八条 （略）

2 （略）

（廃業等の届出）

第九条 認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

2・3 (略)

(自動車運転代行業約款)

第十三条 (略)

2・4 (略)

5 自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）

(認定)

第四条 自動車運転代行業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

(認定手続及び認定証)

第五条 (略)

2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、前条の認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。この場合において、公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。

3・4 (略)

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の掲示義務)

第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定証の返納等)

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 自動車運転代行業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2・3 (略)

(自動車運転代行業約款)

第十三条 (略)

2・4 (略)

○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)第三十五条の規定による改正後の警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)(抄)

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の認定を受けなければならない。

(認定手続)

第五条 (略)

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その者に対し、その旨を通知しなければならない。

3・4 (略)

(認定の有効期間の更新)

第七条 警備業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定の有効期間を更新しなければならない。

3・5 (略)

(変更の届出)

第十一条 警備業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定は、第九条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

○ 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）

(認定)

第四条 警備業を営もうとする者は、前条各号のいずれにも該当しないことについて、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の認定を受けなければならない。

(認定手続及び認定証)

第五条 (略)

2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

3・4 (略)

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第七条 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定証の有効期間を更新しなければならない。

3・5 (略)

(変更の届出)

第十一条 警備業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

4 第一項の規定は、第九条第三号に掲げる事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

○ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十九条の規定による改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）

（探偵業の届出）

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあつては、その旨

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称

四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした者は、当該探偵業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）

（探偵業の届出）

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

- 二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあつては、その旨
 - 三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称
 - 四 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該探偵業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 - 3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出（同項の規定による届出にあつては、廃止に係るものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があつたことを証する書面を交付しなければならない。
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一・二 （略）

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合に

において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（適用除外）

第十条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの この節の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第六条及び第七条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第八条及び前条の規定

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）

（営業の停止の基準）

第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。

イ・ロ （略）

ハ 法第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十五条第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等若しくは法第二条第五項に規定する運転代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数

行	為	点数
<p>（略）</p> <p>三 法第五条第一項、第六条、第八条第一項、第九条第一項、第十条若しくは第十六条の規定に違反する行為、運転代行業務に關し読替え後の道路交通法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反する行為又は法第二十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>		二点
<p>四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十一条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>		二点

<p>律第五十七号) 第四条、第五条第二項及び第五項並びに第八条第三項の規定に基づく自動車運転代行業の認定に関する事務</p>	<p>申請に対する審査</p> <p>2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第五項の規定に基づく認定証の再交付</p> <p>3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第八条第三項の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>千七百円</p> <p>二千百円</p>
<p>(略)</p> <p>百九 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第四条第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務</p>	<p>(略)</p> <p>1 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p> <p>2 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p> <p>3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>(略)</p> <p>三千六百円</p> <p>千六百円</p> <p>千百円</p>

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)(抄)

(法第十条第一号の政令で定める手続等)

第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の中欄に掲げる規定に基づく手続等であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。

別表(第四条関係)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>警備業法(昭和四十七年法律第十七号)</p>	<p>第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項</p>	<p>処分通知等</p>

(略)	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）	(略)
(略)	第四条第三項	(略)
(略)	処分通知等	(略)